



# 令和5年度 統一研修会のお知らせ

## ◇テーマ◇

### 宅建業者のための所有者不明土地関係の民法改正

【講師】立川・及川・野竹法律事務所 弁護士 立川 正雄 氏

『内容』 講義時間 120分 (休憩含む)

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(令和3年法律第25号)が成立し、施行されています。

これらの改正は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から、総合的に民法・不動産登記法等の見直しを行い、所有者不明・管理者のいない土地の発生を防ぐため相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属を認める制度を新設したものです。

今回の研修会は時間が限られているため、宅建業者にとって身近な業務に有益な相隣関係・共有関係の民法改正を取り上げて解説します。

※ 講義後 15分程度、受講申込時に受け付けた質問の回答時間があります。

※ 冒頭5分程度、県住まいづくり課より「借り上げ型応急住宅に関する説明」があります。

**【日 程】 令和5年11月13日(月)**

**【時 間】 13時30分~16時00分 終了予定**

**【受講方法】**

- ① 現地での受講 (宅建協会 本部)
- ② サテライト会場 (各会場にて ZOOM 上映)  
東部：宅建協会 東部支部  
中部：BiVi キャン 講義室 A  
西部：遠鉄百貨店新館 8階 えんてつホール 東側
- ③ ZOOM でのオンライン受講

☆一般の方も受講いただけます。

☆現地受講・サテライト会場での受講に加え、ZOOMでのオンライン受講の併用で開催します。

☆現地受講・サテライト会場での受講は定員の都合上お断りさせていただく可能性がございます。  
(その場合でもオンラインでの受講は可能です。)

☆お申し込みをされた方には、開催日数日前までにZOOM受講の際に必要な以下をメールにてお知らせいたします。

(ZOOM使用マニュアル、ログイン用URL・ID・パスワード、資料ダウンロード用URL)

☆各会場に受講者用の駐車場のご用意はありません。有料駐車場をご利用の場合は、各自のご負担となります。

受講希望の方は、申込方法をご確認の上、申込期限までにお申し込みください。

## 【申込方法】

以下 協会ホームページ または 別紙「会場参加申込書」よりお申し込みください。

<https://www.shizuoka-takken.or.jp/workshop/detail.php?N=259&C=1>

もしくは   → 研修会・講習会の日程 → 研修会・講演会 → 11月13日開催  
多数のお申し込みが予想されますため、大変お手数ですが、ホームページ内の当該研修ページ最下部の申込フォーム「この研修会・講習会に申し込む」からお手続きくださいますようお願い申し上げます。

【申込締切】 10月30日(月)

## 【問い合わせ先】

(公社) 静岡県宅地建物取引業協会本部 (平日9時~17時)

TEL : 054-246-1511 メール : [info@shizuoka-takken.or.jp](mailto:info@shizuoka-takken.or.jp)

※ Zoom受講者は、当日のログイン状況を確認し、出席として扱います。

※ 会員以外の不動産業者の方は、受講料3,850円(税込)です。(会員・従業者、一般 無料)

◇この研修は、宅建業法64条の6に基づいて実施される研修であり、宅地建物取引に従事する者等に対し宅地建物取引業に関する知識及び能力の向上のため実施します。

(公社) 静岡県宅地建物取引業協会

(公社) 全国宅地建物取引業保証協会静岡本部 共催

